

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
補助事業事務に関する問い合わせ	補助事業事務に関する問い合わせ
<p>4. <u>不正行為・不正使用・不正受給、研究倫理教育プログラム</u>に関するお問い合わせ 研究公正・法務部 E-mail: kenkyuukouseiATamed.go.jp</p>	<p>4. 研究公正に関するお問い合わせ 研究公正・法務部 E-mail: kenkyuukouseiATamed.go.jp</p>
I. はじめに	I. はじめに
1. はじめに	
2. 採択後交付決定までの留意点	
<p><u>(1) 採択の取消し等について</u> 本事業採択後において、AMEDが指示する提出物の提出期限を守らない場合、当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合、不正行為等に関する本調査が開始された場合等は、採択の取消し等を行うことがあります。</p> <p><u>(2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について</u> AMEDは、補助金の交付にあたって、実施機関に対し、次の(a)から(c)について表明保証していただきますので、ご注意ください。</p> <p><u>(a) 実施機関において、本事業の研究開発の責任者として「事業代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び事業代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「事業分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして実施機関等による認定を受けた者(但し、実施機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと</u></p> <p><u>(b) 実施機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が補助事業計画書における事業代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請前までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていること</u></p> <p><u>(c) 実施機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた実施機関の体制整備として実施機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること</u></p> <p>※実施機関が第三者と委託契約等を締結する場合には(本項では、当該「第三者」を「委託先」といいます。)、当該実施機関は、委託先に所属する研究者のうち「事業分担者」(これに相当する肩書きの記載がある者も含む)についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p>※この項目における「国に不正行為等対応ガイドライン」とは次のガイドラインをいいます。 <u>(文科省系事業)</u> ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定) ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正) <u>(厚労省系事業)</u> ・厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定) ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定) <u>(経産省系事業)</u> ・研究活動の不正行為への対応に関する指針(平成19年12月26日制定、平成27年1月15日最終改正) ・公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(平成20年12月3日制定、平成27年1月15日最終改正)</p>	
<p>3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について</p>	
<p>(1) 不合理な重複に対する措置 <u>研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国または独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、または経費の削減(以下本項では、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。</u> ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合 ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合 ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合 ・その他これに準ずる場合 <u>なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。</u></p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p><u>(2) 過度の集中に対する措置</u> <u>本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者または研究グループ(以下、本項目ではこれらをあわせて「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合 ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要な時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合 ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合 ・その他これらに準ずる場合 <p><u>このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。</u></p> <p><u>※総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率(%)」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。</u></p> <p><u>(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供</u> <u>不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(または採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。</u></p> <p><u>(4) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況</u> <u>「補助事業提案書」に、他省庁を含む他の競争的資金等の受入状況(制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等)を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消または減額配分とすることがあります。</u></p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
V 執行について	V 執行について
1. 補助対象経費の執行にあたって	1. 補助対象経費の執行にあたって
<p>●実施機関は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備する必要があります。</p>	<p>●実施機関は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、補助対象経費の適正な執行に努める必要があります。また、実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を国に定期的に報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。</p> <p>●上記の報告・調査等において、公的研究費の管理・監査に係る体制整備に不備があると判断された実施機関については、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、国から管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMEDによる、当該実施機関に対する競争的資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止等の措置が講じられることとなります。</p>
3. 各費目の取扱い	3. 各費目の取扱い
<p>●「研究者主導治験又は臨床試験事業」における経費の計上については、本事務処理説明書の定めにより処理するものとします。 なお、実施機関において「研究者主導治験又は臨床試験における受託研究規程」等が定められている場合にあっては、各実施機関の規程の定めによるものとします。</p>	<p>追記</p>
<p>●補助事業における不正・不当な行為は、適正化法に基づき、罰則の対象となります。詳細は「V. 12. 補助金の不正な使用等に対する措置等について」を確認してください。</p>	<p>●補助事業における不正・不当な行為は、適正化法に基づき、罰則の対象となります。詳細は「V. 12. 補助金の不正使用等に対する罰則について」を確認してください。</p>
(2) <旅費>	(2) <旅費>
(iv) 削除	<p>(iv) 補助対象経費により雇用される研究員・技術員・研究補助員等の赴任旅費</p> <p>●赴任旅費の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者は、研究者本人とします。 ○実施機関の規程がなく、実費による場合は、上限を100万円までとします。 ○研究補助員については、その必要性を十分検討してください。

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
4. 事業費の執行上の留意事項	4. 事業費の執行上の留意事項
(3) その他の事業費に係る留意事項	(3) その他の事業費に係る留意事項
<p>④事業費として計上できない経費</p> <p>●「特許関連経費(出願料、弁護士費用、関係旅費、手続費用、翻訳費用等)」「学会年会費」等で実施機関や補助事業参加者の権利となるもの ※公募要領等により特段の定めがあるものを除く。</p> <p>●補助対象経費の精算等において使用が適正でないとAMEDが判断するもの ※特許関連経費については、間接経費等に計上することを原則とします。<u>しかし、研究機関が出願しない場合であって、AMEDが技術の有用性、特許出願の必要性等に鑑みて出願することが適当と判断したものについては、AMEDが権利を譲り受けて出願することが可能ですので相談してください。</u></p>	<p>④事業費として計上できない経費</p> <p>●「特許関連経費(出願料、弁護士費用、関係旅費、手続費用、翻訳費用等)」「学会年会費」等で実施機関や補助事業参加者の権利となるもの ※公募要領等により特段の定めがあるものを除く。</p> <p>●補助対象経費の精算等において使用が適正でないとAMEDが判断するもの ※特許関連経費については、間接経費での計上を原則としますが、実施機関が非承継とした権利の出願であって、AMEDが承認したものについてはAMEDで出願経費を負担することが可能ですので相談してください。</p>
11. 実施機関における管理体制、不正行為等への対応について	11. 実施機関における管理体制、不正行為等への対応について
<u>(1) 法令等の遵守について</u>	(1) 体制整備等について
<p>●具体的には、【別添1】「公的研究費の管理・監督のガイドライン」及び【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」に基づき、実施機関の責任において体制を整備した上で、補助対象経費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、ここでの「不正行為等」については、【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に掲げた以下の定義によります。</p> <p>(*1) 研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用</p> <p>(*2) 研究者等による、故意又は重大な過失による、<u>公的研究資金</u>の他の用途への使用又は<u>公的研究資金</u>の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない。)</p> <p>(*3) 研究者等が、偽りその他不正の手段により<u>公的研究資金</u>を受給すること</p> <p><u>(*4) 削除</u></p>	<p>●具体的には、【別添1】「公的研究費の管理・監督のガイドライン」及び【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」に基づき、実施機関の責任において体制を整備した上で、補助対象経費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、ここでの「不正行為等」については、【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に掲げた以下の定義によります。</p> <p>(*1) 研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用</p> <p>(*2) 研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的資金等(*4)の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、AMEDとの間の契約等及びAMEDの応募要件に違反した競争的資金等の使用を含むがこれらに限られない。)</p> <p>(*3) 研究者等が、偽りその他不正の手段によりAMEDから競争的資金等を受給すること</p> <p>(*4) AMEDが掌握する、研究機関等に対し委託契約、共同研究契約、協定等の契約、補助金交付又はその他一切の法形式により配分する資金(いわゆる競争的資金(AMEDが、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金)及び公募型非競争的資金を含むがこれらに限られない。)</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p>(2)体制整備に関する対応</p> <p>●体制整備に関する対応義務 各実施機関には、各事業の財源に応じて、国のガイドライン(文科省系事業につき、「<u>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)</u>」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)／厚労省系事業につき「<u>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)</u>」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)／経産省系事業につき「<u>公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針</u>」)等に則り、公的研究費の管理・監査に係る体制整備を行っていただく必要があります。 体制整備に不備があると判断された実施機関については、採択の取消しや、交付決定の取消しをすること等があります。</p>	<p>(2)「体制整備等自己評価チェックリスト」について</p> <p>●実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)により定期的に各省へ報告することが求められているとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。なお、経済産業省所管事業については、現状ではチェックリストの提出は求められておりません。</p> <p>●本事業の契約にあたり、実施機関では、チェックリストを提出する必要があります。文部科学省所管事業については、下記ホームページの様式に基づいて、実施機関から府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。厚生労働省所管事業については、下記ホームページの様式に基づいて、実施機関から電子メール(宛先:厚生労働省大臣官房厚生科学課厚生労働科学研究費担当者宛/アドレスkousoikagakuATmhlw.go.jp)を利用してチェックリストが提出されていることが必要です。なお、厚生労働省所管事業の場合、チェックリストを一次公募または二次公募時に提出した実施機関は、本事業の応募において、再度提出する必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm ・厚生労働省:体制整備等自己評価チェックリスト(Excel) http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyou/hojokin-kohbo-h27/xls/chechsheets.xls
<p>●体制整備等の確認について ・文科省系事業について 本事業の実施にあたり、各実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」といいます。)により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。 そのため、下記ホームページの様式に基づいて、公募要領等に記載の日時まで、各実施機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm</p> <p>1)チェックリストの提出の必要性 文科省系の他事業への応募等にあたって本年度に入り既にチェックリストを一度提出している場合は、同年度における文科省系の別事業への応募又は交付申請に際して、新たに提出する必要はありません。 なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年1回改めて文科省へ提出をお願いします。</p>	<p>●文部科学省所管事業の場合、チェックリストの提出にあたっては、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの実施機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p>※e-Radへの登録 チェックリストの提出にあたっては、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの実施機関の登録手続きを行っていない実施機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。</p> <p>手続きの詳細は、以下のe-Rad所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。</p> <p>http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm</p>	<p>●文部科学省所管事業の場合、チェックリストの提出にあたっては、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの実施機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。</p>
<p>2)調査への協力 チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。</p>	<p>●チェックリストの提出の後、必要に応じて、各省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。</p>
<p>3)公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された実施機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMEDから実施機関に対し、研究資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。</p> <p>※下記のウェブサイトをご参照ください。 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正) http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚労省系事業について 体制整備の確認については、別途AMEDから公表する予定です。 ・経産省系事業について チェックリストの提出は不要です。 	<p>●公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された実施機関については、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、国から管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMEDによる、当該実施機関に対する競争的資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止等の措置が講じられることがあります。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
(3) 補助事業 における未然不正防止の取組みへの協力	(3) AMEDにおける補助事業活動の未然不正防止の取組みへの協力
<p>● AMEDの事業に実質的に参画していると実施機関が判断する研究者は、不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります。</p> <p>● 研究倫理プログラムの履修等について</p> <p>1) 履修プログラム・教材について 後記2)の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。 ・CITI Japan e-ラーニングプログラム ・「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会) ・実施機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム</p> <p>2) 履修対象者について 履修対象者は、実施機関等が、AMEDの所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。</p> <p>3) 履修時期について 履修対象者は、原則、本事業実施期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください。(過去の履修が有効となる場合があります。 詳細はAMEDのHP URL : http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/ 掲載のQ&Aをご参照ください。)</p> <p>4) 実施機関等の役割について 実施機関等は、自己の機関(委託先を含む。)に属する上記 2)の履修対象者に、上記 1)のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況をAMEDへ報告してください。</p> <p>5) 履修状況の報告について 実施機関等が取りまとめのうえ、AMEDが指定する様式の履修状況報告書を、AMED(研究公正・法務部)に電子ファイルで提出してください。(押印は不要です。)</p>	<p>● AMEDの事業に参画する研究者は、不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります。プログラムの内容、実施時期等は検討中ですが、その詳細は、後日(平成27年度半ば頃を予定)AMEDより案内いたします。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、留意してください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p>報告対象者:平成28年度に開始された事業における履修対象者 提出期限:平成29年5月末日 提出書類:「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」(AMEDのHPより様式をダウンロードしてください。 URL: http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/) 提出先・方法: kenkyuukousei@amed.go.jpへメールで送信してください。 件名【平成28年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には実施機関等の名称を記載してください。</p>	
<p>(4) <u>本事業に係る</u>不正行為等の報告及び調査への協力等</p>	<p>(4) 本補助事業に係る不正行為等の報告及び調査への協力等</p>
<p>●実施機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、当該予備調査の結果をAMEDに報告してください。 ●本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてAMEDと協議しなければなりません。 ●AMEDは、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び実施機関に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることがあります。 ●【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた期限内、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をAMEDに提出してください。 ●最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」、【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」を参照してください。</p>	<p>●実施機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をAMEDに報告してください。 ●調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてAMEDと協議しなければなりません。 ●AMEDは、必要に応じて、調査中の一時的措置として、被告発者等及び実施機関に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることがあります。 ●【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた期間以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をAMEDに提出してください。 ●最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を参照してください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p>(5)不正行為等に対する措置</p> <p>●不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について 本事業において、不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。)があった場合、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、実施機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。</p> <p>1) 交付決定の取消し等 AMEDは、本事業において不正行為等が認められた場合は、実施機関に対し、交付決定を取消し、補助金の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降補助金を交付しないことがあります。</p> <p>2) 応募及び参加の制限 本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与または責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMEDの事業への応募及び参加の制限を行います。</p> <p>また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。</p> <p>3) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限 本事業以外の国または独立行政法人等が所掌する、原資の全部または一部が国費である研究資金制度において、研究活動における不正使用・不正受給により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また、交付決定後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該交付決定を取り消すこと等があります。</p>	<p>(5)不正行為等に対する措置</p> <p>●本事業において、研究開発活動の不正行為、不正使用又は不正受給が認定された場合には、不正の内容に応じて、研究者個人に対するAMED事業への申請及び参加(*4)の制限を行うとともに、実施機関に対する被認定者に係る研究費の交付決定等の取消し、研究費の全部又は一部の返金、間接経費措置額の削減、研究費の配分停止等の措置をとることがあります。</p> <p>●なお、不正行為等が行われた場合、不正行為等の内容を他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。</p> <p>●本委託研究開発事業において、不正行為等を行った研究者等や、善管注意義務に違反した研究者等に対して、「申請及び参加」の制限の措置を行う場合、当該不正事案の概要について公表することがあります。</p> <p>●AMEDにおける申請等資格制限は、【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に従い、下表のとおり行います。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p>4)他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがある場合について <u>本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMEDに報告する義務があります。</u> <u>当該報告をうけて、AMEDは、必要と認める場合には、補助金の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。</u> <u>また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、交付決定の取消し等を行う場合があります。</u></p> <p>5)不正事案の公表 本事業において、上記1)及び2)の措置・制限を実施するときは、本事業の財源に応じて対象となるガイドラインに従い、当該措置の内容等を公表することがあります。</p>	<p>5)不正事案の公表 本事業において、上記1)及び2)の措置を受けた研究者等について、制限を実施するときは、本事業の財源に応じて対象となるガイドラインに従い、当該措置の期間、AMED事業への申請及び参加(*4)の制限内容等を行う公表することがあります。 (*4)「申請及び参加」:新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また研究開発代表者又は研究開発分担者として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題(継続課題)への研究開発代表者又は研究開発分担者として参加することを指します。</p>
<p><u>(6)法令・倫理指針等の遵守について</u></p>	
<p>●<u>研究開発構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報</u><u>の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、実施機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。</u> ●<u>関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。</u> ●<u>研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。</u> ●<u>関係法令・指針等による倫理審査の状況については、事業年度の終了後一定期間内に、AMEDに対して報告を行って頂く予定です。詳細については、AMEDホームページにて公表致します。</u> 特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、留意してください。(※最新の改正をご確認ください)</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p>●なお、生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページを参照してください。 <u>文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」</u> http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html <u>厚生労働省「研究に関する指針について」</u> http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html</p>	
<p>(7)利益相反の管理について</p>	
<p>●AMED事業に参画する機関には、研究代表者及び研究分担者の利益相反について管理の上、AMEDに報告して頂くことを予定しています。詳しくは、AMEDホームページにて公表する予定です。</p>	
<p>12. 補助金の不正な使用等に対する措置等罰則について</p>	<p>12. 補助金の不正使用等に対する罰則について</p>
<p>(補助金適正化法:罰則) (1)第29条1項 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (2)第30条 <u>第十一条の規定に違反して</u>補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (3)第32条1項 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>(補助金適正化法より抜粋) (1)補助金の不正受給に対する罰則(補助金適正化法第29条) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (2)補助金の他の用途への使用に対する罰則(同第30条) 補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (3)各種義務に違反した者に対する罰則(同第31条) 以下に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。 ○ 事業の一時停止命令に違反した者 ○ 補助事業の成果報告等をしなかった者 ○ 報告徴収命令を履行しなかった者、虚偽報告をした者、検査を拒み質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (4)両罰規程(同第32条) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p><u>(交付決定の取消等)</u> <u>第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。</u> <u>(1) 補助事業を実施する事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行ったとき</u> <u>(2) 補助事業を実施する事業者に、適正化法、施行令の違反があったとき</u> <u>(3) 補助事業を実施する事業者に、公募要領又は本取扱要領の重大な違反があったとき</u> <u>(4) 補助事業を実施する事業者の研究者等が補助事業において不正行為等を行ったことが事業者又は機構により認定されたとき</u> <u>(5) 補助事業を実施する事業者の研究者等について、競争的資金等による研究開発における不正行為等が事業者又は機構により認定されたとき</u> <u>(6) 補助事業を実施する事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき</u> <u>(7) 補助事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき</u> <u>(8) 補助事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき</u> <u>(9) 補助事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき</u></p> <p>2 前項の場合においては、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。</p> <p>3 機構は、第1項のいずれかに該当するとして取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。</p> <p>4 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。</p> <p>5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の規定を準用する。</p>	<p>(取扱要領より抜粋) (1) 第18条(停止又は中止) 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の使用の一時停止又は中止及び補助事業の一時停止又は中止を、補助事業を実施する事業者に指示することができるものとし、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。 ・補助事業を実施する事業者が第8条第3項に定める指示に従わない場合又は第8条第4項に定める義務を果たさない場合、その他補助事業を実施する事業者が取扱要領等機構と補助事業を実施する事業者の間で締結する全ての合意に違反した場合 ・第19条第1項各号に定める事由が発生した場合 (2) 第19条(交付決定の取消等) 機構は、第11条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 ・補助事業を実施する事業者が、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行ったとき ・補助事業を実施する事業者の研究者等が不正行為等を行ったとき ・補助事業を実施する事業者が国の研究不正等ガイドラインに違反したとき 2機構は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。 (3) 第20条(不正行為等に係る研究者等の取扱い) 補助事業を実施する事業者は、補助事業の実施にあたり、以下について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。 機構は、機構の不正行為等対応規則に従い、不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく処分を行うことができるものとする。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(補助金)

変更後	変更前
<p>18. 財産の処分の制限</p> <p>●実施機関は、次の取得財産等(以下本項では「処分制限財産」といいます。)については、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないようにしてください。</p> <p>① 不動産 ② 船舶、航空機、浮漂、浮さん橋及び浮ドック ③ 前2号に掲げるものの従物 ④ 機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの ⑤ 前各号の他、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認められる取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産</p> <p>※ ただし、①から⑤のいずれかに該当したとしても、次のものは処分制限財産に該当しないものとします。</p> <p>(1) 機構が実施機関に対し、補助金の交付の決定をする場合に、補助事業の完了により実施機関に相当の利益が生ずると認められる場合において当該補助金の交付の目的に反しない場合に限りその交付した補助金の全部に相当する金額を機構に納付すべき旨の条件を附した場合において、かかる条件に基づき、実施機関が、機構に対し、補助金の全額に相当する金額を納付した場合</p> <p>(2) 機構が、補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間を経過した場合</p> <p>●実施機関が、<u>処分制限財産について機構が定めた</u>期間中に、当該処分制限財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し又は担保に供しようとするときは、予め「補助事業に係る財産処分承認申請書」【様式17】を提出してください。</p>	<p>18. 財産の処分の制限</p> <p>●事業者は、次の取得財産等(以下「処分制限財産」という。)については、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。</p> <p>① 不動産 ② 船舶、航空機、浮漂、浮さん橋及び浮ドック ③ 前2号に掲げるものの従物 ④ 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産</p> <p>●ただし、上記各号に該当するもののうち、次のものは処分制限財産に該当しないものとします。</p> <p>① 機構が、補助事業の完了により補助金の交付を受けた事業者に相当の利益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全額を機構に返還する旨の条件を附し、その結果、補助金の交付を受けた事業者が機構に補助金を納付した場合</p> <p>② 機構が補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間を経過した場合</p> <p>●期間中において、処分制限財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し又は担保に供しようとするときは、予め「補助事業に係る財産処分承認申請書」【様式17】を提出してください。</p>
<p>20. その他</p>	<p>20. その他</p>
<p>※移動</p>	<p>(1)法令等の遵守について及び(2)ライフサイエンスに関する事業開発についての記載</p>
<p>VII. 知的財産権の管理について</p>	<p>VII. 知的財産権の管理について</p>
<p>●事業期間中及び事業期間終了後に、AMEDは補助事業で得られた知的財産権の実施状況等、知的財産権に関する調査を行います。実施機関は、当該調査の窓口となる担当者をAMEDに登録し、当該調査にご協力ください。「<u>特許出願一覧</u>」【報告様式2別紙1】に当該担当者を記入してください。</p>	<p>●事業期間中及び事業期間終了後に、AMEDは補助事業で得られた知的財産権の実施状況等、知的財産権に関する調査を行います。実施機関は、当該調査の窓口となる担当者をAMEDに登録し、当該調査にご協力ください。</p>